

喫煙若しくは裸火の使用又は危険物品の持込みの規制等に係る事務処理マニュアル

2017年（平成29年）7月1日制定

2019年（令和元年）7月1日改正

2024年（令和6年）3月15日改正

2024年（令和6年）9月27日改正

2025年（令和7年）4月15日改正

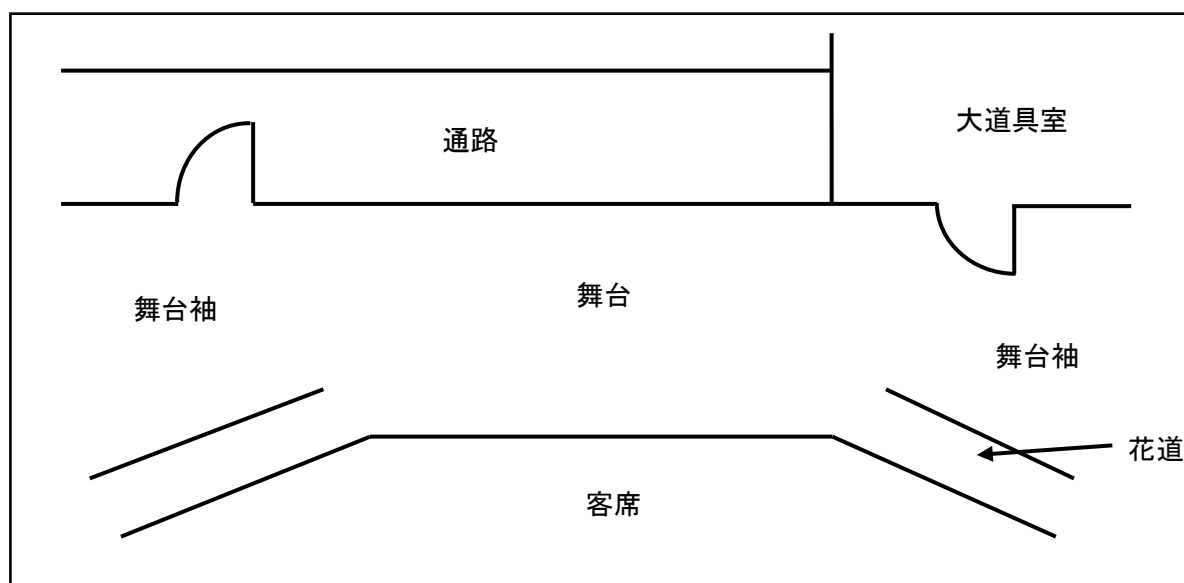
2026年（令和8年）4月1日改正

第1 指定場所の取扱いについて

- 1 喫煙、裸火の使用又は火災予防上危険な物品の持込みを禁止する場所の指定（平成4年告示第6号）により喫煙若しくは裸火の使用又は火災予防上危険な物品の持込みを禁止する場所として指定されるもの（以下「指定場所」という。）については、次に掲げるところによること。

- (1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（以下「劇場等」という。）の舞台部及びキャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの（以下「キャバレー等」という。）の舞台部については、次によること。

ア 舞台部とは、舞台並びに舞台袖、ならく及び舞台又は舞台袖に隣接する大道具室、小道具室その他のこれらに類するものの全部又は一部で構成されたものをいうこと。



イ 花道については、舞台の一部として取り扱うこと。

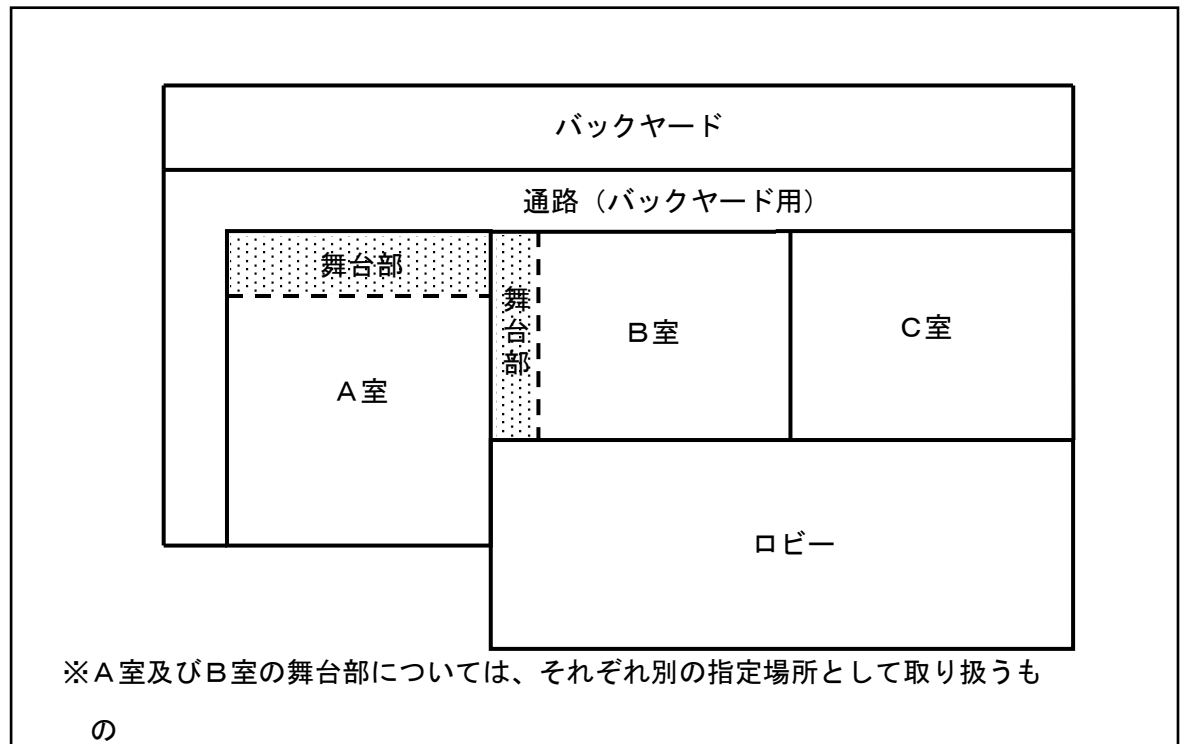
ウ 舞台又は舞台袖と隣接する大道具室、小道具室その他のこれらに類するものについては、当該部分が建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「建基令」という。）第112条第2項の基準に適合する床及び壁で区画され、当該壁の開口部に同令第112条第19項第1号イ又はニに規定する防火設備が設けられている場合は、当該部分を舞台部に含まないものとして取り扱うこと。

エ 舞台部に隣接する通路、控室等については、舞台部に含まないこと。

オ 舞台については、常設のもののほか、仮設のものも含むこと。

例：ボクシングの仮設リング、仮設テントで行われるサーカスのステージ等

カ 次の図のように異なる室にそれぞれ舞台部を有するものについては、当該室の舞台部ごとに1の指定場所とすること。



キ カによるほか、同一の室（可動式の間仕切り等により仕切られているものを含む。）に2以上の舞台部を有する場合は、当該舞台部を合わせて1の指定場所として取り扱うこと。

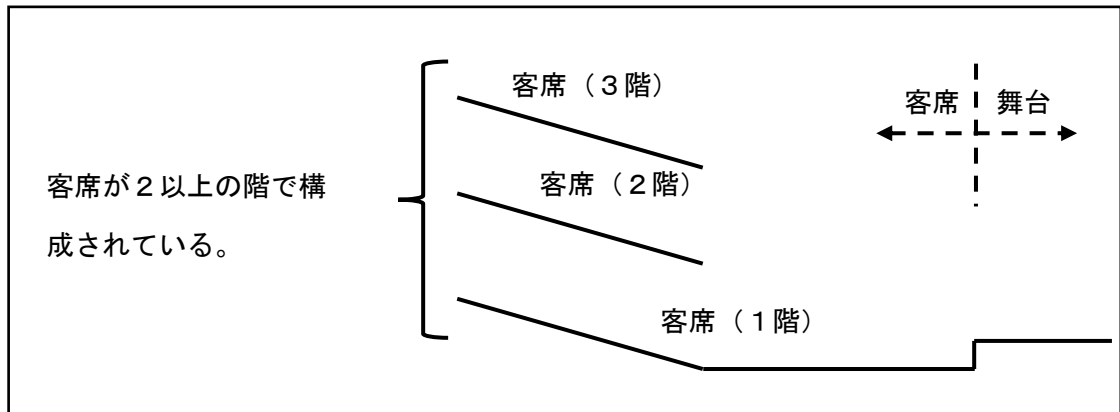
(2) 劇場等の客席については、次によること。

ア 客席内の通路については、当該客席に含むこと。

イ 劇場等の舞台部の客席については、舞台部と合わせて1の指定場所として取り扱うこと。

ウ 次の図のように客席が2以上の階にわたる場合にあっても、1の指定場所と

して取り扱うこと。



(3) 劇場等の公衆の出入りする部分については、次によること。

ア ホワイエ及びロビー

イ 駐車スペース、階段、通路、エレベーター、エスカレーター、休憩所、トイレ等不特定多数の者が出入りする部分

(4) キャバレー等の公衆の出入りする部分とは、(3) イに規定するもののほか、客席及びホールとすること。

(5) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場（以下「百貨店等」という。）の売場及び展示部分については、次によること。

ア 百貨店等の売場とは、物品を陳列し、販売する部分及び当該部分相互間の通路であること。

イ 百貨店等の展示部分とは、物産展、展覧会等を行う催事場であること。

(6) 百貨店等の公衆の出入りする部分については、(3) イに規定するもののほか飲食又は休憩の用に供する部分とすること。

(7) 百貨店等の売場、展示部分及び公衆の出入りする部分（以下「売場等」という。）の床面積の算定については、次によること。

ア 売場等の床面積の算定に当たっては、棟（独立した1の建築物又は独立した1の建築物が相互に接続されて一体となったものをいう。）ごとに行うこと。

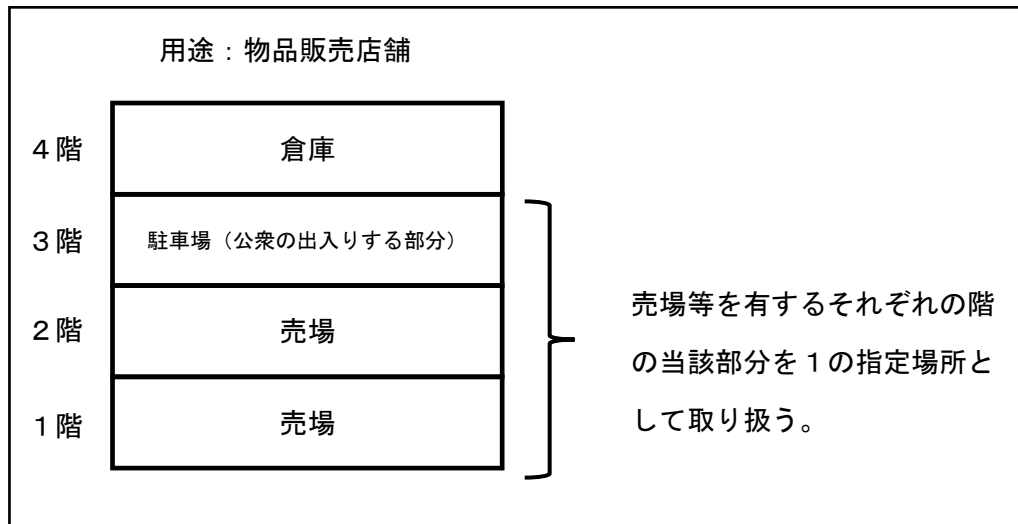
イ 百貨店等の部分が存する複合用途防火対象物における売場等の床面積の算定に当たっては、共用部分の床面積を按分すること。

ウ 売場等に隣接する次のものについては、当該部分の床面積に算入しないこと。

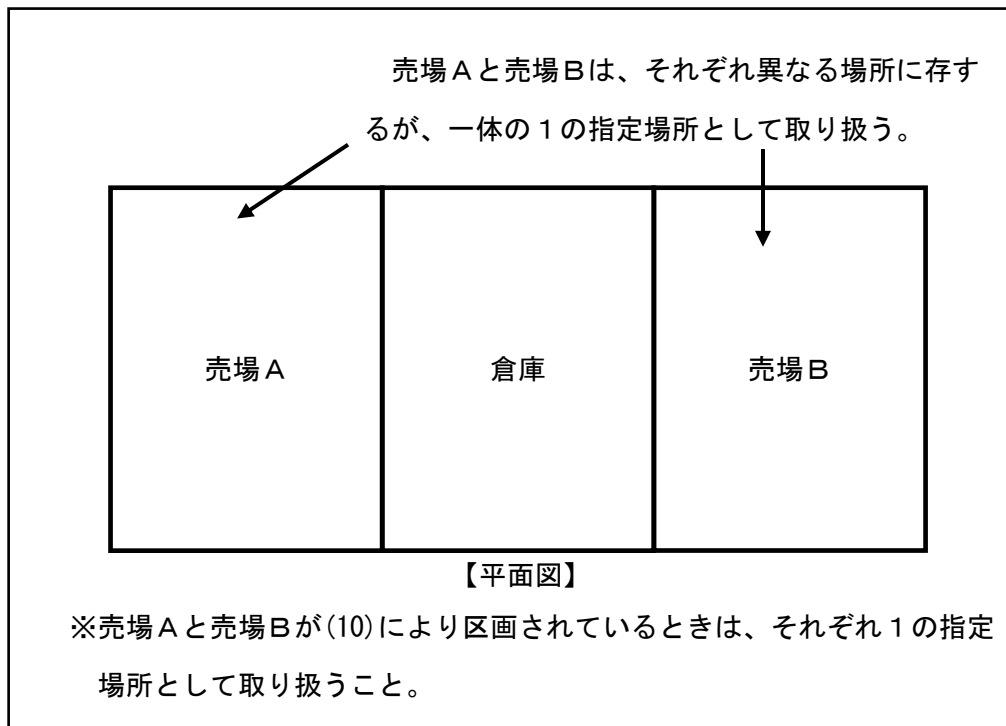
(ア) ストック場及び荷さばき場

(イ) 食品の加工場

(8) 次の図のように売場等が2以上の階にわたるときは、1の階ごとに1の指定場所として取り扱うこと。

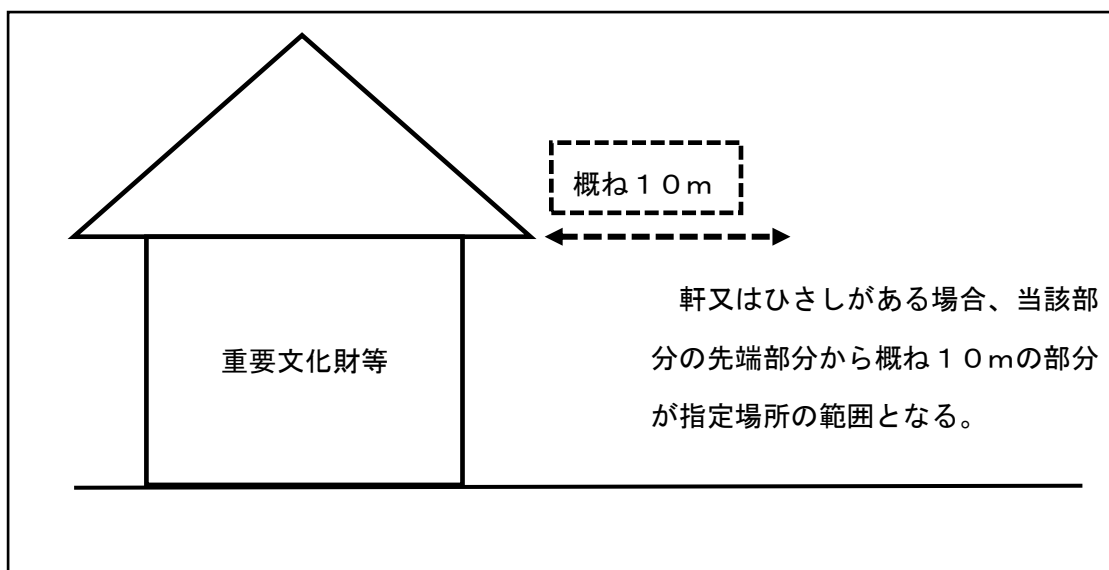
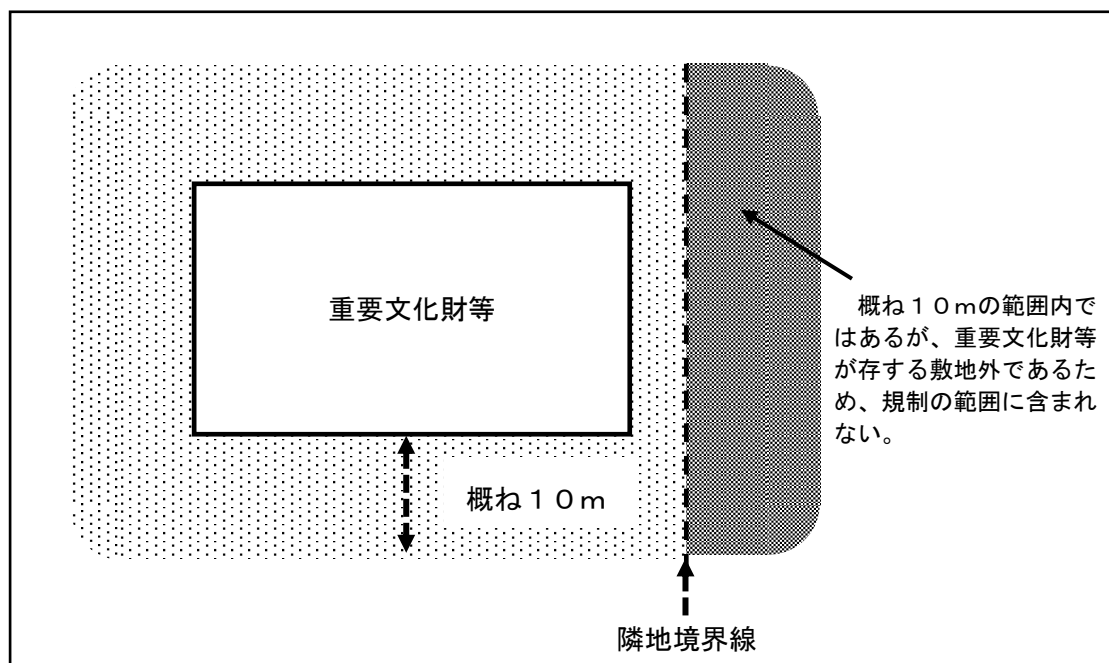


- (9) 1 の階に存する売場等がそれぞれ異なる場所に存する場合であっても、当該階に存する売場等全てを 1 の指定場所として取り扱うこと。
- (10) 1 の階に存する売場等の部分が消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 8 条第 1 号に規定する開口部のない耐火構造の壁で区画されているときは、前(9)にかかわらず、それぞれ 1 の指定場所として取り扱うこと。



- (11) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和 8 年法律第 43 号）の規定によって重要美術品として認定された建造物（以下「重要文化財等」という。）の周囲については、当該

建造物の軒先又はひさしの先端部分（軒又はひさしがない場合は、当該建造物の外壁）から概ね１０メートルの範囲とし、当該建造物が存する敷地内に限るものとする。



- (12) テレビスタジオの撮影用セットを設ける部分には、テレビスタジオ内の観覧席及び当該スタジオに隣接し、付属して使用される部分を含むものとする。ただし、テレビスタジオの撮影用セットを設ける部分と隣接する当該部分が建基令第 112 条第 2 項の基準に適合する床及び壁で区画され、当該壁の開口部に同令第 112 条第 19 項第 1 号イ又はニに規定する防火設備が設けられている場合は、この限りでない。

第2 一時的に指定場所となる用途で使用する場合等の取扱いについて

- 1 指定場所を本来の用途以外の用途（指定場所に該当する用途に限る。）として使用する場合は、当該用途で規制すること。

（例）展示場部分をコンサート会場として使用する場合

⇒劇場等として取り扱う。

- 2 指定場所を本来の用途以外の用途（指定場所に該当しない用途に限る。）として使用する場合は、指定場所として取り扱わないこと。

（例）展示場部分を倉庫として使用する場合

⇒指定場所として取り扱わない。

- 3 指定場所以外の場所を一時的に指定場所に該当する用途に使用する場合は、指定場所として取り扱うこと。

（例）物品販売店舗の倉庫部分を売場として使用する場合

⇒指定場所（百貨店等）として取り扱う。

第3 禁止行為の範囲について

- 1 福山地区消防組合火災予防条例（平成2年条例第18号。以下「条例」という。）第24条第1項の規定により、禁止される行為（以下「禁止行為」という。）については、次に掲げるところによること。

（1）喫煙とは、マッチ、ライター等で点火し、喫煙する一連の行為をいう。

（2）裸火の使用とは、火気使用設備器具等（以下「火気設備等」という。）を使用する行為又は火炎、火花若しくは発熱部を外部に露出した状態で使用する行為をいう。

ア 電気を熱源とするものは、次のいずれかに該当するものを裸火の使用として取り扱うものとする。

（ア）赤熱して見える発熱部が外部に露出しているもの

（イ）外部に露出した発熱部で、可燃物が触れた場合に瞬時に着火するおそれのあるもの（発熱部の表面温度がおおむね400℃以上のもの）

イ 次に掲げるものは、裸火を使用する行為に該当しないものとして取り扱う。

（ア）気体燃料、液体燃料又は固体燃料を熱源とする火気設備等のうち、直接屋外から空気を取り入れ、かつ、排ガスその他の生成物を直接屋外へ排出する密閉式燃焼設備器具で、一般財団法人日本ガス機器検査協会等の検査機関の検査を受けているもの

(イ) 電気を熱源とする火気設備等のうち、トースター、ヘアドライヤー、電気オーブン、煙霧発生器（スモークマシーン）（煙霧発生器については、使用する発煙剤が危険物の場合は、危険物品の持込みとなり、承認申請の対象となる。）等、発熱部が燃焼室、風道又は庫内に面しているもの及びホットプレート、IH調理器等の瞬時に着火しない器具

(ロ) 火薬類取締法施行規則第1条の5各号に掲げる、がん具用煙火のうち、クリスマスクラッカー及び平玉（以下「クリスマスクラッカー及び平玉」という。）を消費する行為

(3) 危険物品の持込みとは、福山地区消防組合火災予防規則（平成2年規則第18号。以下「規則」という。）第21条各号に掲げる危険物品を持ち込むすべての行為をいう。ただし、次に掲げるものは、危険物品の持込みに該当しないものとして取り扱うものとする。

ア 調理に使用するために持ち込む最低限度の動植物油類又は可燃性液体類

イ 可燃性固体類に該当するパラフィン等で造られている装飾品、美術品等

ウ 百貨店等の売場において商品として陳列し、販売されるもの

エ 屋内展示場で行われる危険物品の展示行為（実演を伴わず展示のみ行う場合で、商品容器に密閉されたものに限る。）

オ 車両に密閉された状態で内蔵されている燃料

カ 車両及び工作機械に密閉された状態で内蔵されている潤滑油等

キ 清掃に使用する洗剤等に含まれる危険物

ク 従業員の監視のもと、キャンドル、調理用固形燃料等を燃焼させる行為

ケ クリスマスクラッカー又は平玉を消費するために持ち込む行為

2 規則第21条に規定する常時携帯するもので軽易なものとは、通常携帯する程度のライター、マッチ等を持ち込む行為であること。

第4 禁止行為の解除に係る要件について

禁止行為の解除に係る要件（以下「承認要件」という。）については、次表に掲げる指定場所及び禁止行為の種類に応じて別表第1から別表第5までのとおりとすること。ただし、禁止行為を行う位置、構造、設備、器具等から判断して火災予防上支障がないと認めるときは、当該承認要件によらないことができるものとする。

指定場所	禁止行為	承認要件
劇場等、キャバレー等、飲食店、旅館又はホテルの舞台部 テレビスタジオの撮影セットを設ける部分	喫煙 裸火の使用 危険物品の持込み	別表第 1 参照
劇場等の客席	喫煙 裸火の使用 危険物品の持込み	別表第 2 参照
劇場等又はキャバレー等の公衆の出入りする部分	危険物品の持込み	別表第 3 参照
百貨店等の売場、展示部分及び公衆の出入りする部分	喫煙 裸火の使用 危険物品の持込み	別表第 4 参照
重要文化財等として指定された建造物の内部及び周囲	喫煙 裸火の使用 危険物品の持込み	別表第 5 参照

第 5 禁止行為の解除について

1 禁止行為の解除に係る基本的事項については、次に掲げるところによること。

- (1) 禁止行為の解除に当たっては、解除の対象となる禁止行為が業務上必要であると認められるものであり、かつ、承認要件に適合していると認められる場合について、最小限度の範囲において行うものとする。
- (2) 禁止行為の解除は、1 の指定場所ごとに行うものであること。
- (3) 裸火の使用が危険物持込みを伴う場合は、「裸火の使用」・「危険物品の持込み」の両方の承認基準を適用すること。
- (4) 「高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガス」とは、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 3 条第 1 項第 9 号を受けた高圧ガス保安法施行令（平成 9 年政令第 20 号）第 2 条第 5 項第 8 号に基づく「高圧ガス保安法施行令関係告示」（平成 9 年通商産業省告示第 139 号）第 4 条とすること。

具体的にはガスライター、ガスライターの補充用ガス容器、カートリッジボンベ、エアゾール製品（殺虫剤、化粧品など）等が該当するものであること。

※ 高圧ガス保安法が適用される容器入り可燃性ガスは解除承認できない。

2 申請については、次に掲げるところにより行わせること。

- (1) 規則第 21 条の規定による禁止行為の解除の承認に係る申請については、1 の指定場所ごとに行わせるものとする。
 - (2) 申請は、所定の様式（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付させ、行わせること。
 - ア 承認を受けようとする場所の詳細図
 - イ 付近の略図
 - ウ 承認要件への適合状況が確認できる図書
- 3 申請書を受けたときは、申請書の記載事項及び添付書類について確認し、受理すること。この場合において、記載漏れ、添付書類の不足等を認めたときは、申請者に対し、期間を定めて訂正を求めること。
- 4 申請書に形式的な不備がないことを認めた場合は、申請書及び当該申請書に係る防火対象物の査察台帳を活用し、承認要件への適合状況について審査すること。このとき、必要に応じて申請に係る防火対象物の立入検査を実施すること。
- 5 承認の決定及び通知については、次に掲げるところにより行うこと。
 - (1) 審査及び検査の結果、承認要件に適合すると認めたときは、禁止行為の解除について承認するものとして処理すること。
 - (2) 承認の通知は、申請書の経過欄に申請について承認する旨、解除する禁止行為、承認年月日及び指令番号を記載した副本を申請者に返却することをもって行うこと。
 - (3) 指定場所及び解除する禁止行為の内容に応じて必要な条件を付すときは、申請書の承認条件欄に当該条件を記載するものとする。
- 6 不承認の決定及び通知については、次に掲げるところにより行うこと。
 - (1) 審査及び検査の結果、承認要件に適合しないと認めたときは、禁止行為の解除について承認しないものとして処理すること。
 - (2) 不承認の通知は、申請者に様式第 1 号に定める不承認通知書を申請者に交付するとともに、当該通知書の交付年月日及び指令番号を申請書の経過欄に記載し、当該申請書の副本を返付することにより行うこと。
 - (3) 喫煙若しくは裸火の使用又は危険物品の持込みのうち、2 以上の禁止行為につ

いて承認の申請があった場合で、そのいずれかの禁止行為の解除について承認しないときは、当該行為を承認しない旨を様式第 1 号に定める不承認通知書で通知すること。

第 6 承認の取消しについて

- 1 承認要件に適合していないことが判明したときは、承認を取り消すことができるものとする。
- 2 承認の取消しは、様式第 2 号に定める承認取消書を承認を受けた者に交付することにより行うこと。
- 3 承認の取消しは、取消事由並びに指定場所における防火管理及び消防用設備等の設置状況から判断し、承認の一部について行うことができるものとする。

第 7 施行期日等

- 1 このマニュアルは、2017 年（平成 29 年）7 月 1 日から施行する。
- 2 このマニュアルは、2019 年（令和元年）7 月 1 日から施行する。
- 3 このマニュアルは、2024 年（令和 6 年）4 月 1 日から施行する。
- 4 このマニュアルは、2024 年（令和 6 年）9 月 27 日から施行する。
- 5 このマニュアルは、2025 年（令和 7 年）4 月 15 日から施行する。
- 6 このマニュアルは、2026 年（令和 8 年）4 月 1 日から施行する。

別表第 1

禁止行為	要件																			
喫煙	1 演技上必要なものであること。 2 専用の消火器が設けられていること。 3 防火管理者、火元責任者又は現場責任者による監視が行われ、かつ、事故が発生した場合、直ちに対応できる体制が確保されていること。 4 水を張った吸殻入れ容器（安定性があり、不燃性のものに限る。）が設けられていること。 5 仮設の舞台部の周囲に設けられている客席については、舞台部と客席が柵等で仕切られ、区分されていること。																			
裸火の使用（瞬間的な火炎以外による裸火）	1 演技上必要なものであること。 2 専用の消火器が設けられていること。 3 防火管理者、火元責任者又は現場責任者による監視が行われ、かつ、事故が発生した場合、直ちに対応できる体制が確保されていること。 4 仮設の舞台部の周囲に設けられている客席については、舞台部と客席が柵等で仕切られ、区分されていること。 5 避難及び通行に支障がない場所であること。 6 可燃物から、次に掲げる距離が確保されていること。 (1) 火気設備等の種類に応じ、条例別表第3に規定する離隔距離 (2) 前号以外のものにあつては、火炎の長さ及び幅に応じて概ね次表に規定する距離以上 単位：センチメートル <table><tr><th rowspan="2">火炎の幅</th><th colspan="2">火炎の長さ</th></tr><tr><th>20以下</th><th>20を超え40以下</th></tr><tr><td>40</td><td rowspan="4">100</td><td>100</td></tr><tr><td>50</td><td>150</td></tr><tr><td>60</td><td>200</td></tr><tr><td>70</td><td>250</td></tr><tr><td>80</td><td rowspan="2">150</td><td>300</td></tr><tr><td>100</td><td>350</td></tr></table> 7 禁止行為を行う指定場所に設けられている防災対象物品については、防災性能を有	火炎の幅	火炎の長さ		20以下	20を超え40以下	40	100	100	50	150	60	200	70	250	80	150	300	100	350
火炎の幅	火炎の長さ																			
	20以下	20を超え40以下																		
40	100	100																		
50		150																		
60		200																		
70		250																		
80	150	300																		
100		350																		

するものであること。

8 可燃物の転倒又は落下のおそれがない場所であること。

9 裸火の使用を容易に停止できる措置が講じられていること。

10 炎が著しく拡大又は飛散しないこと。

11 火気設備等は、次によること。

(1) 電気を使用する火気設備等は、性能を仕様書等で確認できるものであり、使用に当たっては、安定した台上に設置するなど、機器が容易に転倒しない状態で使用すること。

(2) 気体を燃料使用する火気設備等は、次によること。

ア 性能が仕様書等で確認できるものであること。

イ 火炎を発するものについては、舞台部の空間の高さに応じて、火炎の長さが次表に規定する数値以下とすること。

単位：センチメートル

舞台の空間の高さ	火炎の長さ
800未満	20
800以上 1,000未満	30
1,000以上	40

ウ 炎が不安定でないこと。

エ 安定した台上に設置するなど、火気設備等が容易に転倒しない状態で使用すること。

オ 燃料容器については、接続している火気設備等から容易に脱落しないよう措置されているものであること。

カ 燃料容器を持ち込む量は最小限とし、容器の温度が上昇しない場所に保管すること。

(3) 液体燃料又は固体燃料を使用する火気設備等は、前号（アを除く。）によるほか、次によること。

ア 液体燃料にあつては、引火点40度以上のものとし、燃料の消費量は最小限度の範囲とすること。

イ 燃料は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう措置が講じられていること。

ウ 燃焼に際して、火の粉が発生しないこと。

12 煙火を消費する場合は、次によること。

- (1) 実験等により特性を確認できるものであること。
- (2) 煙火は、固定して消費し、消費中に移動しないこと。
- (3) 飛散した火花は、床面に落下する前に燃え尽きるものであること。
- (4) 火花の飛散する範囲は、煙火を設置した場所から周囲2メートル以内であり、かつ、煙火の火花の高さは、舞台部の空間の高さに応じて、次表に規定する数値以下とすること。

単位：センチメートル

舞台の空間の高さ	火花の高さ
800未満	200
800以上 1,000未満	250
1,000以上	300

- (5) 火花が飛散する範囲及び当該範囲から周囲2メートルの床面を準不燃材料等で覆うこと。
- (6) 火花が飛散する範囲及び当該範囲から上方4メートル、周囲2メートル以内に可燃物がないこと。
- (7) 火花の飛散する範囲に演技者等がいらないこと。
- (8) 火花の飛散する範囲から6メートル以内に観客がいらないこと。
- (9) 煙火の使用に当たっては、周囲に設置されている消火設備の使用準備を行った上で実施すること。
- (10) 煙火を消費した後、排煙のための措置を講ずること。
- (11) 煙火を使用する者は、使用する煙火の取扱いについて相当に習熟している者であること。

裸火の使用（瞬間的な火炎による裸火）

- 1 演技上必要なものであること。
- 2 専用の消火器が設けられていること。
- 3 防火管理者、火元責任者又は現場責任者による監視が行われ、かつ、事故が発生した場合、直ちに対応できる体制が確保されていること。
- 4 仮設の舞台部の周囲に設けられている客席については、舞台部と客席が柵等で仕切られ、区分されていること。

- 5 避難及び通行に支障がない場所であること。
- 6 禁止行為を行う指定場所に設けられている防災対象物品については、防災性能を有するものであること。
- 7 可燃物の転倒又は落下のおそれがない場所であること。
- 8 裸火の使用を容易に停止できる措置が講じられていること。
- 9 火気設備等は、次によること。
 - (1) 気体燃料を使用する火気設備等は、次によること。
 - ア 性能が仕様書等で確認できるものであること。
 - イ 点火方法は、遠隔操作により行うなど、安全性が確保されたものであること。
 - ウ 燃料を放射する方向は上方向であること。
 - エ 安定した台上に設置するなど、火気設備等が容易に転倒しない状態で使用すること。
 - オ 火炎の頂部から上方4メートル、最大となる火炎の幅から側方0.25メートルの範囲（以下「危険範囲」という。）及び当該範囲から上方1メートル、側方1メートルの範囲内に可燃物がないこと。
 - カ 危険範囲から周囲1メートルの範囲に演技者等がいらないこと。
 - キ 危険範囲から周囲6メートル以内に観客がいらないこと。
 - ク 燃料容器については、接続している火気設備等から容易に脱落しないよう措置されているものであること。
 - ケ 燃料容器を持ち込む量は最小限とし、容器の温度が上昇しない場所に保管すること。
 - (2) 液体燃料を使用する火気設備等は、前号（ア及びウを除く。）によるほか、次によること。
 - ア 燃料は、引火点40度以上のものとし、燃料の消費量は最小限とすること。
 - イ 燃料は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう措置を講じられていること。
- 10 火薬類を消費する場合は、次によること。
 - (1) 飛散した火花は、床面に落下する前に燃え尽きるものであること。
 - (2) 火花の飛散する範囲は2メートル以内であること。
 - (3) 火花を発するものは、舞台部の空間の高さに応じて、火花の高さが次表に規定する数値以下とすること。

単位：センチメートル

舞台の空間の高さ	火花の高さ
800未満	20
800以上 1,000未満	30
1,000以上	40

- (4) クラッカー等の軽易なものを除き、煙火は固定して消費すること。
- (5) 煙火は、飛翔しないものであること。
- (6) 火花の飛散する範囲内に演技者等がないこと。
- (7) 火花の飛散する範囲から6メートル以内に観客がないこと。
- (8) 煙火を使用する者は、使用する煙火の取扱いについて相当に習熟している者であること。

危険物品
の持込み

- 1 演技上必要なものであること。
- 2 専用の消火器が設けられていること。
- 3 防火管理者、火元責任者又は現場責任者による監視が行われ、かつ、事故が発生した場合、直ちに対応できる体制が確保されていること。
- 4 仮設の舞台部の周囲に設けられている客席については、舞台部と客席が柵等で仕切られ、区分されていること。
- 5 避難及び通行に支障がない場所であること。
- 6 禁止行為を行う指定場所に設けられている防災対象物品については、防災性能を有するものであること。
- 7 可燃物の転倒又は落下のおそれがない場所であること。
- 8 煙を発生する機器に使用する発煙剤については、第1石油類又は第2石油類に該当しないものであること。
- 9 危険物品の持込みに係る最大数量は、次によること。
 - (1) 危険物については、危険物の規制に関する政令（昭和36年政令第306号。以下「危政令」という。）別表第3に定める指定数量の100分の1以下であること。
 - (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類については、条例別表第8に定める指定数量の100分の1以下であること。
 - (3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。）につい

ては、ガスの総重量が0.5キログラム以下であり、かつ、容器の総容量が0.5キログラム以下であること。

なお、容器の個数については、最小限度とすること。

(4) 煙火（打揚煙火を除く。以下同じ。）については、種類及び量に応じ、1日の使用につき、次の個数以下とすること。

ア 原料をなす火薬又は爆薬が30グラムを超え50グラム以下の煙火 5個

イ 原料をなす火薬又は爆薬が15グラムを超え30グラム以下の煙火 35個

ウ 原料をなす火薬又は爆薬が15グラム以下の煙火 85個

エ 上記以外の場合

(7) ア及びイに掲げる煙火がある場合、合わせて 35個

(1) ア及びウに掲げる煙火がある場合、合わせて 85個

(9) イ及びウに掲げる煙火がある場合、合わせて 85個

(1) ア、イ及びウに掲げる煙火がある場合、合わせて 85個

(5) 発煙筒、撮影用照明筒又は0.1グラム以下の煙火の持込みについては、最小限度の量とすること。

(6) 火薬類については、ロッカー、金庫等堅固で施錠できるものに保管すること。

(7) 2以上の危険物品を1の承認に係る場所に持ち込もうとする場合は、当該持込みに係る危険物品の数量を、当該物品を持ち込むことができる最大数量で除し、その商の和が1以下であるときは、最大数量を超えていないものとして取り扱うものとする。

別表第 2

禁止行為	要件																			
喫煙	客席における喫煙については、認めないものとする。																			
裸火の使用（瞬間的な火炎以外による裸火）	1 専用の消火器が設けられていること。 2 防火管理者、火元責任者又は現場責任者による監視が行われ、かつ、事故が発生した場合、直ちに対応できる体制が確保されていること。 3 仮設の舞台部の周囲に設けられている客席については、舞台部と客席が柵等で仕切られ、区分されていること。 4 避難及び通行に支障がない場所であること。 5 可燃物から、次に掲げる距離が確保されていること。 (1) 火気設備等の種類に応じ、条例別表第3に規定する離隔距離 (2) 前号以外のものにあつては、火炎の長さ及び幅に応じて概ね次表に規定する距離以上 単位：センチメートル <table><tr><th rowspan="2">火炎の幅</th><th colspan="2">火炎の長さ</th></tr><tr><th>20以下</th><th>20を超え40以下</th></tr><tr><td>40</td><td rowspan="4">100</td><td>100</td></tr><tr><td>50</td><td>150</td></tr><tr><td>60</td><td>200</td></tr><tr><td>70</td><td>250</td></tr><tr><td>80</td><td rowspan="2">150</td><td>300</td></tr><tr><td>100</td><td>350</td></tr></table> 6 禁止行為を行う指定場所に設けられている防災対象物品については、防災性能を有するものであること。 7 可燃物の転倒又は落下のおそれがない場所であること。 8 裸火の使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 9 炎が著しく拡大飛散しないこと。 10 火気設備等は、次によること。 (1) 電気を使用する火気設備等は、性能を仕様書等で確認できるものであり、使用に当たっては、安定した台上に設置するなど、機器が容易に転倒しない状態で使用すること。	火炎の幅	火炎の長さ		20以下	20を超え40以下	40	100	100	50	150	60	200	70	250	80	150	300	100	350
火炎の幅	火炎の長さ																			
	20以下	20を超え40以下																		
40	100	100																		
50		150																		
60		200																		
70		250																		
80	150	300																		
100		350																		

(2) 気体を燃料使用する火気設備等は、次によること。

ア 性能を仕様書等で確認できるものであること。

イ 火炎を発するものについては、舞台部の空間の高さに応じて、火炎の長さが次表に規定する数値以下とすること。

単位：センチメートル

舞台の空間の高さ	火炎の長さ
800未満	20
800以上 1,000未満	30
1,000以上	40

ウ 炎が不安定でないこと。

エ 安定した台上に設置するなど、火気設備等が容易に転倒しない状態で使用すること。

オ 燃料容器については、接続している火気設備等から容易に脱落しないものであること。

カ 燃料容器を持ち込む量は最小限とし、容器の温度が上昇しない場所に保管すること。

(3) 液体燃料又は固体燃料を使用する火気設備等は前号（アを除く。）によるほか、次によること。

ア 液体燃料にあつては、引火点40度以上のものとし、燃料の消費量は最小限度の範囲とすること。

イ 燃料は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう措置が講じられていること。

ウ 燃焼に際して、火の粉が発生しないこと。

11 煙火を消費する場合は、次によること。

(1) 実験等により特性を確認できるものであること。

(2) 煙火は、固定して消費し、消費中に移動しないこと。

(3) 飛散した火花は、床面に落下する前に燃え尽きるものであること。

(4) 火花の飛散する範囲は、煙火を設置した場所から周囲2メートル以内であり、かつ、煙火の火花の高さは、客席の空間の高さに応じて、次表に規定する数値以下とすること。

単位：センチメートル

客席の空間の高さ	火花の高さ
800未満	200
800以上 1,000未満	250
1,000以上	300

- (5) 火花が飛散する範囲及び当該範囲から周囲2メートルの床面を準不燃材料等で覆うこと。
- (6) 火花が飛散する範囲及び当該範囲から上方4メートル、周囲2メートル以内に可燃物がないこと。
- (7) 火花の飛散する範囲に人がいないこと。
- (8) 煙火の使用に当たっては、周囲に設置されている消火設備の使用準備を行った上で実施すること。
- (9) 煙火を消費した後、排煙のための措置を講ずること。
- (10) 煙火を使用する者は、使用する煙火の取扱いについて相当に習熟している者であること。

裸火の使用（瞬間的な火炎による裸火）

- 1 専用の消火器が設けられていること。
- 2 防火管理者、火元責任者又は現場責任者による監視が行われ、かつ、事故が発生した場合、直ちに対応できる体制が確保されていること。
- 3 仮設の舞台部の周囲に設けられている客席については、舞台部と客席が柵等で仕切られ、区分されていること。
- 4 避難及び通行に支障がない場所であること。
- 5 禁止行為を行う指定場所に設けられている防災対象物品については、防災性能を有するものであること。
- 6 可燃物の転倒又は落下のおそれがない場所であること。
- 7 裸火の使用を容易に停止できる措置が講じられていること。
- 8 火気設備等は、次によること。
 - (1) 気体燃料を使用する火気設備等は、次によること。
 - ア 性能が仕様書等で確認できるものであること。
 - イ 点火方法は、遠隔操作により行うなど、安全性が確保されたものであること。
 - ウ 燃料を放射する方向は上方向であること。

エ 安定した台上に設置するなど、火気設備等が容易に転倒しない状態で使用すること。

オ 危険範囲及び当該範囲から上方１メートル、側方１メートルの範囲内に可燃物がないこと。

カ 危険範囲から周囲１メートルの範囲に演技者等がないこと。

キ 危険範囲から周囲６メートル以内に観客がないこと。

ク 燃料容器については、接続している火気設備等から容易に脱落しないよう措置されているものであること。

ケ 燃料容器を持ち込む量は最小限とし、容器の温度が上昇しない場所に保管すること。

(2) 液体燃料を使用する火気設備等は、前号（ア及びウを除く。）によるほか、次によること。

ア 燃料は、引火点４０度以上のものとし、燃料の消費量は最小限とすること。

イ 燃料は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう措置を講じられていること。

９ 火薬類を消費する場合は、次によること。なお、劇場等における演劇、音楽その他の芸能の公演、その他これらに類するものにおける演出の効果以外の目的で使用する煙火については、玩具用煙火に限るものとする。

(1) 飛散した火花は、床面に落下する前に燃え尽きるものであること。

(2) 火花の飛散する範囲は２メートル以内であること。

(3) 火花を発するものは、客席の空間の高さに応じて、火花の高さが次表に規定する数値以下とすること。

単位：センチメートル

客席の空間の高さ	火花の高さ
８００未満	２０
８００以上 １、０００未満	３０
１、０００以上	４０

(4) クラッカー等の軽易なものを除き、煙火は固定して消費すること。

(5) 煙火は、飛翔しないものであること。

	(6) 火花の飛散する範囲内に人がいないこと。 (7) 煙火を使用する者は、使用する煙火の取扱いについて相当に習熟している者であること。
危険物品 の持込み	1 専用の消火器が設けられていること。 2 防火管理者、火元責任者又は現場責任者による監視が行われ、かつ、事故が発生した場合、直ちに対応できる体制が確保されていること。 3 仮設の舞台部の周囲に設けられている客席については、舞台部と客席が柵等で仕切られ、区分されていること。 4 避難及び通行に支障がない場所であること。 5 禁止行為を行う指定場所に設けられている防災対象物品については、防災性能を有するものであること。 6 可燃物の転倒又は落下のおそれがない場所であること。 7 煙を発生する機器に使用する発煙剤については、第1石油類又は第2石油類に該当しないものであること。 8 危険物品の持込みに係る最大数量は、次によること。 (1) 危険物については、危政令別表第3に定める指定数量の100分の1以下であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類については、条例別表第8に定める指定数量の100分の1以下であること。 (3) 可燃性ガス容器（高压ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。）については、ガスの総重量が0.5キログラム以下であり、かつ、容器の総容量が0.5キログラム以下であること。 なお、容器の個数については、最小限度とすること。 (4) 火薬類の持込みについては、次によること。 ア 劇場等における演劇、音楽その他の芸能の公演、その他これらに類するものにおける演出の効果に使用するために持ち込む煙火については、種類及び量に応じ、1日の使用につき、次の個数以下とすること。 (ア) 原料をなす火薬又は爆薬が30グラムを超え50グラム以下の煙火 5個 (イ) 原料をなす火薬又は爆薬が15グラムを超え30グラム以下の煙火 30個 (ウ) 原料をなす火薬又は爆薬が15グラム以下の煙火 50個 (エ) 上記以外の場合

- a ア及びイに掲げる煙火がある場合、合わせて 35個
- b ア及びウに掲げる煙火がある場合、合わせて 85個
- c イ及びウに掲げる煙火がある場合、合わせて 85個
- d ア、イ及びウに掲げる煙火がある場合、合わせて 85個

(オ) 発煙筒、撮影用照明筒又は0.1グラム以下の煙火の持込みについては、最小限度の量とすること。

イ 劇場等における演劇、音楽その他の芸能の公演、その他これらに類するものにおける演出の効果で使用することを目的に持ち込む煙火以外の煙火については、玩具用煙火であり、当該煙火の原料である火薬又は爆薬の量に応じ、1回の使用につき、次の個数未満とすること。

(ア) 0.1グラム以下のもの 50個

(イ) 0.1グラムを超え15グラム以下のもの 10個

(5) 火薬類については、ロッカー、金庫等堅固で施錠できるものに保管すること。

(6) 2以上の危険物品を1の承認に係る場所に持ち込もうとする場合は、当該持込みに係る危険物品の数量を、当該物品を持ち込むことができる最大数量で除し、その商の和が1以下であるときは、最大数量を超えていないものとして取り扱うものとする。

別表第3

禁止行為	要件
危険物品 の持込み	1 専用の消火器が設けられていること。 2 防火管理者、火元責任者又は現場責任者による監視が行われ、かつ、事故が発生した場合、直ちに対応できる体制が確保されていること。 3 避難及び通行に支障がない場所であること。 4 禁止行為を行う指定場所に設けられている防災対象物品については、防災性能を有するものであること。 5 可燃物の転倒又は落下のおそれがない場所であること。 6 煙を発生する機器に使用する発煙剤については、第1石油類又は第2石油類に該当しないものであること。 7 危険物品の持込みに係る最大数量は、次によること。 (1) 危険物については、危政令別表第3に定める指定数量の100分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類については、条例別表第8に定める指定数量の100分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。）については、ガスの総重量が0.5キログラム以下であり、かつ、容器の総容量が0.5キログラム以下であること。 なお、容器の個数については、最小限度とすること。 (4) 火薬類の持込みについては、次によること。 ア 劇場等における演劇、音楽その他の芸能の公演、その他これらに類するものにおける演出の効果に使用するために持ち込む煙火については、種類及び量に応じ、1日の使用につき、次の個数以下とすること。 (7) 原料をなす火薬又は爆薬が30グラムを超え50グラム以下の煙火 5個 (i) 原料をなす火薬又は爆薬が15グラムを超え30グラム以下の煙火 30個 (v) 原料をなす火薬又は爆薬が15グラム以下の煙火 50個 (E) 上記以外の場合 a ア及びイに掲げる煙火がある場合、合わせて 35個 b ア及びウに掲げる煙火がある場合、合わせて 85個 c イ及びウに掲げる煙火がある場合、合わせて 85個

	d ア、イ及びウに掲げる煙火がある場合、合わせて 85個 (オ) 発煙筒、撮影用照明筒又は0.1グラム以下の煙火の持込みについては、最小限度の量とすること。 イ 劇場等における演劇、音楽その他の芸能の公演、その他これらに類するものにおける演出の効果で使用することを目的に持ち込む煙火以外の煙火については、玩具用煙火であり、当該煙火の原料である火薬又は爆薬の量に応じ、1回の使用につき、次の個数未満とすること。 (7) 0.1グラム以下のもの 50個 (イ) 0.1グラムを超え15グラム以下のもの 10個 (5) 火薬類については、ロッカー、金庫等堅固で施錠できるものに保管すること。 (6) 2以上の危険物品を1の承認に係る場所に持ち込もうとする場合は、当該持込みに係る危険物品の数量を、当該物品を持ち込むことができる最大数量で除し、その商の和が1以下であるときは、最大数量を超えていないものとして取り扱うものとする。
--	---

別表第4

禁止行為	要件
喫煙	1 喫煙所を設ける場所には、専用の消火器を設置すること。 2 喫煙所の大きさについては、最小限度のものとすること。 3 仕切りを設ける等、喫煙所とその他の部分が明確に区分されていること。
裸火の使用	1 使用する場所は、避難及び通行に支障がない場所であること。 2 可燃物から、火気設備等の種類に応じて条例別表第3に定める離隔距離が確保されていること。 3 禁止行為を行う指定場所に設けられている防災対象物品については、防災性能を有するものであること。 4 裸火の使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 5 専用の消火器が設置されていること。 6 避難口及び階段から水平距離で5メートル以上離れていること。 7 火気設備等は、次によること。 (1) 電気を使用する火気設備等は、性能を仕様書等で確認できるものとし、使用に当たっては、安定した台上に設置するなど、機器が容易に転倒しない状態で使用すること。 (2) 気体燃料を使用する火気設備等は、次によること。 - ア 性能が仕様書等で確認できるものであること。 - イ 安定した台上に設置するなど、火気設備等が容易に転倒しない状態で使用すること。 - ウ 火炎の頂部から上方1メートル、最大となる火炎の幅から側方1メートルの範囲内に可燃物がないこと。 - エ 燃料容器については、接続している火気設備等から容易に脱落しないよう措置されているものであること。 - オ 燃料容器を持ち込む量は最小限とし、容器の温度が上昇しない場所に保管すること。 (3) 固体燃料を使用する火気設備等は、前号（アを除く。）によるほか、次によること。 - ア 燃料を持ち込む量は最小限度とすること。 - イ 燃焼に際して、火の粉が発生しないこと。

	ウ 使用に当たっては、安定した台上に設置するなど、機器が容易に転倒しない状態で使用すること。
危険物品の持込み	1 避難及び通行に支障がない場所であること。 2 防災対象物品については、防災性能を有するものであること。 3 転倒又は落下のおそれがない場所であること。 4 防火管理者、火元責任者又は現場責任者による監視が行われ、かつ、事故が発生した場合、直ちに対応できる体制が確保されていること。 5 持ち込まれた危険物品を保管する場所に専用の消火器が設置されていること。 6 危険物品の保管については、次によること。 (1) 出入口、階段等から水平距離3メートル（危険物（危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第44条第2項から第5項までに定めるものを除く。）の場合にあっては、6メートル）以上離れていること。 (2) 火気設備等から5メートル以上離れていること。 (3) 保管については、密栓を行い、他の物品と同一の場所に存置しないこと。 7 危険物品の持込みに係る最大数量は、次によること。 (1) 危険物については、危政令別表第3に定める指定数量の100分の1以下であること。なお、消防法（昭和23年法律第186号）別表第1に掲げる動植物油類については、危政令別表第3に定める当該物品の指定数量の10分の1の数量まで持ち込めることとする。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類については、条例別表第8に定める指定数量の100分の1以下であること。 (3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。）については、ガスの総重量が0.5キログラム以下であり、かつ、容器の総容量が0.5キログラム以下であること。 なお、容器の個数については、最小限度とすること。 (4) 2以上の危険物品を1の承認に係る場所に持ち込もうとする場合において、当該持込みに係る危険物品の数量を、当該物品を持ち込むことができる最大数量で除し、その商の和が1以下であるときは、最大数量を超えていないものとして取り扱うものとする。

別表第5

禁止行為	要件
喫煙	1 喫煙所を設ける場所には、専用の消火器を設置すること。 2 喫煙所の大きさについては、最小限度のものとする。 3 仕切りを設ける等、喫煙所とその他の部分が明確に区分されていること。
裸火の使用	1 避難及び通行に支障がない場所であること。 2 可燃物から、火気設備等の種類に応じて条例別表第3に定める離隔距離が確保されていること。 3 禁止行為を行う指定場所に設けられている防災対象物品については、防災性能を有するものであること。 4 裸火の使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 5 専用の消火器が設置されていること。 6 火気設備等は、次によること。 (1) 火気設備等については、重要文化財として指定された建造物の周囲3メートル以内で使用しないこと。 (2) 電気を使用する火気設備等は、性能を仕様書等で確認できるものとし、使用に当たっては、安定した台上に設置するなど、機器が容易に転倒しない状態で使用すること。 (3) 気体燃料を使用する火気設備等は、次によること。 - ア 性能が仕様書等で確認できるものであること。 - イ 安定した台上に設置するなど、火気設備等が容易に転倒しない状態で使用すること。 - ウ 火炎の頂部から上方1メートル、最大となる火炎の幅から側方1メートルの範囲内に可燃物がないこと。 - エ 燃料容器については、接続している火気設備等から容易に脱落しないよう措置されているものであること。 - オ 燃料容器を持ち込む量は最小限とし、容器の温度が上昇しない場所に保管すること。 (4) 固体燃料を使用する火気設備等は、前号（アを除く。）によるほか、次によること。 - ア 燃料を持ち込む量は最小限度とすること。

	イ 燃焼に際して、火の粉が発生しないこと。 ウ 使用に当たっては、安定した台上に設置するなど、機器が容易に転倒しない状態で使用すること。
危険物品 の持込み	1 避難及び通行に支障がない場所であること。 2 防災対象物品については、防災性能を有するものであること。 3 転倒又は落下のおそれがない場所であること。 4 監視体制が確保されていること。 5 持ち込まれた危険物品を保管する場所に専用の消火器が設置されていること。 6 危険物品の保管については、次によること。 (1) 火気設備等から５メートル以上離れていること。 (2) 保管については、密栓を行い、他の物品と同一の場所に存置しないこと。 7 危険物品の持込みに係る最大数量は、次によること。 (1) 危険物については、危政令別表第３に定める指定数量の１００分の１以下であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類については、条例別表第８に定める指定数量の１００分の１以下であること。 (3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適応を除外される液化ガスに限る。）については、ガスの総重量が０．５キログラム以下であり、かつ、容器の総容量が０．５キログラム以下であること。 なお、容器の個数については、最小限度とすること。 (4) ２以上の危険物品を１の承認に係る場所に持ち込もうとする場合において、当該持込みに係る危険物品の数量を、当該物品を持ち込むことができる最大数量で除し、その商の和が１以下であるときは、最大数量を超えていないものとして取り扱うものとする。